

大阪公立大学イノベーションアカデミー スマートエネルギー棟
インキュベーションエリア 利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、大阪公立大学（以下「本学」という。）が管理・運営する「イノベーションアカデミー スマートエネルギー棟」（以下「エネルギー棟」という。）の2階「インキュベーションエリア」（以下「本エリア」という。）の利用及び本エリアにおいて提供されるサービス（以下「本サービス」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 本エリアに、本学におけるベンチャー企業等の育成を支援するため、フリーアドレスで利用可能な席を置く。

2 所定の利用料により、利用者はロッカーを占有利用することができる。

3 所定の利用料により、本エリアは法人・商業登記における本店所在地として住所登録することができる。

(1) 登記利用を申し出た者が占有して利用できる郵便ポストを置く。

(2) 登記利用は、本エリアについて、貸借、占有その他事務所等としての恒久的な利用を認めるものではない。

(運営業務の委託)

第3条 本学は、本エリアの運営にかかる業務を、本学の指定する事業者の一部を委託することができる。

(利用者の資格)

第4条 本エリアを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学および大阪公立大学工業高等専門学校教職員及び学生が設立したベンチャー企業

(2) その他学長が適当と認めた者

(法人・商業登記利用者の資格)

第5条 第2条第3項により本エリアを法人・商業登記できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大阪公立大学発ベンチャー企業取扱規程第3条により大学発ベンチャーの認定を受けた企業

(2) その他学長が適当と認めた者

2 大学発ベンチャーの認定を受けた企業が、その認定の取り消しを受けた場合は、登記利用の資格を失う。

(提供サービス)

第6条 本エリアの利用者は、本規約に基づき次の各号のサービスを利用することができるものとする。

(1) 本エリアの利用者の共同利用設備として、本学が指定した設備(什器類、AV機器、インターネット接続環境等)

(2) 本エリア等を利用するために必要なウェブサイトやアプリケーションなどのアクセス及びその利用

(3) 電気の利用(合理的な程度に限る。)

(4) 「大阪公立大学イノベーションアカデミー スマートエネルギー棟 堀場信吉スクエア 利用規約」に定める通常利用可能時間中における郵便物の受領(本エリアの利用者で、法人登記における本店所在地として利用する者に限る。)

(5) 「大阪公立大学イノベーションアカデミー スマートエネルギー棟 堀場信吉スクエア 利用規約」に定めるエネルギー棟1階の「堀場信吉スクエア」において提供されるサービス

(6) 会員限定のイベント、特典への参加の機会

(本エリア利用可能時間)

第7条 本エリアの利用は、24時間365日可能とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) エネルギー棟で予め定まっている休館日

(2) 保守、点検等(緊急時を含む。)を行うとき。

(3) 感染症拡大防止の必要があるとき。

(4) その他天災事変等、利用を制限すべき正当な理由があるとき。

2 事前に予定されている休館日は、ウェブサイト等への掲載により告知するものとする。ただし、緊急時の休館については、本エリアの運営に関する事務局又は運営業務の委託事業者(以下「運営事業者」という。)は事前の告知を要しないものとする。

3 第1項の場合において、利用できない期間が長期にわたる場合を除き、利用料は原則として軽減又は免除されない。

(利用の申請)

第8条 本エリアを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、インキュベーションエリア利用申請書(別記様式1。以下「申請書」という。)により学長に対して申請を行うものとする。

2 学長は、申請者から提出された申請書に基づき審査するものとする。ただし、必要と認めたときは、申請者に関連資料の提出、面接等を求めることができる。

3 学長は、第1項の申請に対して承認を決定したときは、承認通知書により申請者に対して通知を行うものとする。

4 承認の可否判断の理由については開示する義務はないものとする。

- 5 申請者が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかの場合、法定代理人、後見人、保佐人、補助人は、同意書（別記様式 2）を提出する。
- 6 本規約の同意時に未成年者であった利用者が成人に達した後に本サービスを利用した場合、利用者は本サービスに関する一切の法律行為は追認したものとみなす。

（利用料等）

- 第 9 条 本エリアの利用料、オプション利用料（ロッカー貸出利用、登記利用、郵便ポスト利用）は、別表のとおりとする。なお、利用の開始又は終了が月の途中でであっても、日割計算等を行わず、全額を支払うものとする。
- 2 既納の会費は返還しない。（休館等により本エリアを利用できない場合を含む。）

（利用料の徴収）

- 第 10 条 利用者は、学長が定める方法により、指定の期日までに利用料を納付しなければならない。
- 2 本エリアの利用は、利用者より最初の利用料の納付を受けた日より効力を生じる。

（利用の終了又は変更）

- 第 11 条 利用者は、利用期間の途中でインキュベーションエリアの利用を終了し、又は利用の許可を得た内容を変更しようとするときは、1 か月前までに、その旨を学長に書面をもって申し出て、その承認を得なければならない。
- 2 前項に定める承認については、第 8 条の規約を準用する。
- 3 本エリアを所在地とする法人登記を行った利用者は、その登記利用に係る会社等の商号、代表者、営業目的、資本金、その他登記事項について変更があった場合は、書面をもって学長に対し速やかに届け出なければならない。

（セキュリティカード）

- 第 12 条 本学は、本エリアの利用者に対して、エネルギー棟内の施錠区画に立ち入るためのセキュリティカードを貸与する。利用者はセキュリティカードの貸与を受ける場合、次の各号に掲げる事項をあらかじめ承諾し、遵守した上で、適切に管理しなければならない。
- （1）折り曲げたり、穴をあけたり、強い磁気に近づけたり、高温の場所に放置することは禁ずる。
- （2）他人に譲渡することは禁ずる。
- （3）紛失した場合は、速やかに運営事業者に連絡する。
- （4）紛失、破損した場合は、再発行の手数料を請求する。

（ロッカー貸出利用）

- 第 13 条 ロッカーの利用を認められた利用者は、指定のロッカー 1 個を占有利用できる。

2 次の各号に掲げる行為は禁止する。

- (1) 揮発性物質や爆発物等の危険物、臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗・変質若しくは破損しやすいもの、法律により所持又は携帯を禁じられているもの、その他ロッカーを汚損・毀損する恐れのあるものをロッカーに収納する行為
- (2) ロッカーの収納能力を超える荷物を収納する行為
- (3) 指定以外のロッカーを利用する行為
- (4) 他の利用者が利用中のロッカーを、承諾を得ずに開扉する行為
- (5) ロッカーを汚損し、毀損する行為
- (6) その他前各号に類する行為を行うことにより、他の利用者の迷惑となる行為

3 運営事業者は、本エリアの保全、衛生、防犯、防火、救護、非常時の災害復旧その他必要あるときは、利用者が占有するロッカーの開錠を含む必要な措置を講ずることがある。この場合、利用者は運営事業者の指示に従うものとする。

(郵便物等の取扱い)

第14条 登記利用が認められた利用者は、指定の郵便ポスト1個を占有利用できる。利用者に対する郵便物、宅配物等（以下「郵便物等」という。）が、「大阪公立大学イノベーションアカデミー スマートエネルギー棟 堀場信吉スクエア 利用規約」に定める通常利用可能時間内に届いた場合は、指定の郵便ポストに郵便物等を投函若しくは運営事業者で一時的に受け取る。

(注意事項)

第15条 利用者は、本規約を遵守するとともに、スマートエネルギー棟の施設、本エリア内外の設備、什器類、AV機器等（以下「施設等」という。）を善良な管理者の注意をもって、常に良好な状態で利用しなければならない。

- 2 施設等を毀損、汚損、紛失させた場合は、速やかに運営事業者まで申し出ること。修繕費を申し受ける場合がある。
- 3 飲食物の持ち込みは可能とするが、施設等を汚損した場合は、速やかに運営事業者まで申し出ること。汚損の程度によっては、清掃料を申し受ける場合がある。
- 4 利用者は、運営事業者から利用を許可された範囲以外の場所を無断で利用してはならない。
- 5 エネルギー棟1階の「堀場信吉スクエア」を利用する場合は、「大阪公立大学イノベーションアカデミー スマートエネルギー棟 堀場信吉スクエア 利用規約」を遵守する。
- 6 利用者が同伴者を伴う場合は、エネルギー棟1階の「堀場信吉スクエア」を利用すること。
- 7 イベント案内等の広告物、会場誘導看板等を掲示する場合は、事前に運営事業者に届け出た了承を得ること。本エリア内外に無断で掲示物を設置した場合や、指定した場所以外に設置した場合は直ちに撤去する。
- 8 他の利用者が写り込む写真撮影やビデオ撮影、録音等は、運営事業者の許可を得ること。本エリア等でテレビ取材や新聞取材等を受ける場合には、事前に運営事業者はその旨を通知しなければならない、特別な指示がある場合はそれに従う。

9 運営事業者が防犯目的として監視カメラを作動させることについて、利用者はあらかじめこれを了承する。

10 本エリアにおいて、災害予防・防犯上の処置が必要と認められる箇所を発見したときは、利用者は速やかに運営事業者と連絡し、指示を受ける。

11 利用者は、運営事業者が本エリアの改良、修繕、設備の新增設あるいは諸法令の改正に対応するため、本エリアの改装を行う場合があることを予め了解し、利用者はこれに協力する。

12 その他利用に関しては運営事業者と協議、相談の上、その指示に従う。

(禁止事項)

第16条 本エリアでは、利用者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 政治活動及び宗教活動
- (2) 大声、大音量の音楽、振動、臭気の発生等により、他の利用者又は運営事業者迷惑を及ぼす、又はその恐れがある行為
- (3) 他の利用者又は運営事業者の著作権、肖像権、商標権等の知的財産権、財産、プライバシーを侵害する、又はそのおそれがある行為
- (4) 他の利用者又は運営事業者の秘密情報を公表、漏洩又は第三者への開示する行為
- (5) 他の利用者又は本エリアの社会的信用又は名誉を失墜する行為
- (6) 利用が許可された目的以外の行為
- (7) 危険物（火薬類、爆発性物質その他運営事業者が危険と判断したもの）、火気又は不潔な物品を本エリア内に持ち込む行為
- (8) 利用が許可された席数を越えて利用する行為
- (9) 利用者の資格を、第三者に譲渡する行為
- (10) その他法令や公序良俗に反する行為

(利用許可の取消し等)

第17条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本エリアの利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 利用者が反社会勢力排除に係る確約書に反したとき。
- (3) 利用者が前条各号の禁止事項を行ったとき。
- (4) 利用者が第9条に定める利用料等を指定の期日までに納付しないとき。
- (5) 法人、団体の場合は、法人、団体が消滅したとき。
- (6) 第8条第5項に定める法定代理人、後見人、保佐人、補助人の同意を得ていないことが判明したとき。
- (7) その他利用者とすることを不適当と判断したとき。

2 前項の規約により利用許可を取り消された利用者又は第三者に損害が生じた場合においても、本学は一切の責任を負わない。

- 3 利用許可の取消しに伴い、本エリアの利用にかかる契約が終了した場合であっても、利用者の運営事業者に対する、契約終了日までの支払い及びその他損害を賠償する義務は存続するものとする。

(利用終了時の原状回復等)

- 第18条 利用者は、本エリアの利用が終了したとき、又は前条第1項の規約により利用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状回復しなければならない。
- 2 ロッカーの貸出利用を認められた利用者が、利用を終了したときは、直ちに原状回復しなければならない。
 - 3 本エリアを所在地とする法人登記を行った利用者は、利用が終了したとき、又は前条第1項の規約により利用許可を取り消されたときは、所在地を変更したことを示す書面を学長に対して速やかに提出しなければならない。
 - 4 登記利用を終了したときは、占有利用していた郵便ポストについての利用権限も喪失し、直ちに原状回復しなければならない。
 - 5 ロッカー、郵便ポストの利用にあたっては、その利用終了日以後も残存する利用者宛の郵便物（明け渡し後に到着したものも含む。）や荷物について、利用者は所有権等一切の権利を放棄したものとみなし、運営事業者が利用者の費用負担で任意処分しても利用者は異議のないものとする。
 - 6 利用者はいかなる事由によるかを問わず、本エリアの利用終了にあたり、立退料、営業補償、移転料等の一切の請求をすることはできない。また、本エリアのため支出した費用の償還又は造作の買取り等の請求をすることもできない。

(損害賠償等)

- 第19条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害について全額を賠償しなければならない。その他、利用者が、本規約に違反し、これにより本学、運営事業者、他の利用者又は第三者に対して何らかの損害を与えたときは、利用者は、損害を被った者に対して、損害を全額賠償する義務を負うものとする。

(免責)

- 第20条 本エリア内に利用者が持ち込んだ物品(貴重品を含む。)等の盗難、破損事故及び第三者に対する対人対物など全ての事件・事故・トラブルについては、その原因の如何を問わず運営事業者は一切の責任を負わないものとする。
- 2 本学は、本エリアの運営に関して、故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償を負わないものとする。
 - 3 自然災害、運営事業者に帰責すべき事由以外の事由による火災等、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、その他運営事業者の合理的支配が及ばない事由等を原因として、運営事業者の営業が停止し利用者に対し提供サービスが行えなくなった場合、これにより利用者に損害が生

じたとしても、本学は一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第21条 運営事業者は、本エリアの運営を円滑に行うために、利用登録時に氏名・社名・役職・電話番号・電子メールアドレス等の情報を取得し、利用できるものとする。運営事業者は、申請に際して取得した個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」、「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「公立大学法人大阪における個人情報の取扱い及び管理に関する規程」に基づき適正に取り扱う。なお、法人会員での利用においては、同一の法人に所属する方からの申し出に限り、イベント申込や利用状況等の情報を開示できるものとする。

2 運営事業者は、利用者が提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、運営事業者の裁量で、利用及び公開することができるものとする。

(本規約等の変更)

第22条 学長は、利用者の事前の承諾を得ることなく、運営事業者が適当と判断する方法で利用者に事前に通知することにより、本規約を変更することができるものとし、利用者は、第6条に定める提供サービスの利用開始と同時に、変更後の本規約に同意したものとみなす。なお、運営事業者は、本規約等を変更する際には当該変更の効力が発生する一定期間前から、変更内容を利用者に十分周知するものとする。

2 本規約に定めるもののほか、本エリアに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	月額（税込）	備考
インキュベーションエリア （フリーアドレス1席利用可）	利用料 20,000 円	
※ロッカー貸出・法人・商業登記・住所登録	利用料 5,000 円	郵便ポスト付

※オプションサービス